

電子申請・届出システムの導入に伴う各種申請様式等の変更について

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、

- ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする
- イ アの指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること

とされ、その施行期日は令和6年4月1日（イについては、都道府県・市町村が「電子申請・届出システム」による届出受理の準備が完了するまでの間（最長で令和7年度末）は経過措置※とする）とされました。※本市では令和6年度下半期から「電子申請・届出システム」導入に向けた準備を進めていく予定です

また、令和5年12月19日付け事務連絡（厚生労働省老健局）にて、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式が示されました。

➡厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・電子申請について <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

これを受け、本市における各種申請様式等についても見直しを行い、ホームページに掲載しますので、**4月以降は改正後の様式で申請**いただきますようご留意ください。

電子申請・届出システムの導入に伴う各種申請様式等の変更について

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

